

て高い権利金で特定の業者に貸しを
するといふような結果も生れて参りま
すから、当然利権の問題がたくさん出
て来ると思ふのです。必ずしも金があ
り余つて、ゆたかな経営ができるとい
うことは考えられませんが、もし
かしやり方によつては相当な収益が上
るというのを考えることもできると思
ふのであります。従つて現在の日本
遺族会といふものに対する公正妥当な
監督機関といふものが、この軍人会館
を運営するにあたりまして、これを明
朗化するため、民主化するために、非
常に公正妥当な監督機関といふものを
つけないければ、ことによつては軍人会
館が将来伏魔殿化するとも考えられ
ないことではないかといふようなことも憂
慮いたしたもので、監督機関をこれに
つけるといふことをひとつこの委員会
で皆様に御諮りを願つて、適当な方法
において監督機関を設け、それから今
の名称、この二点を御調整願つて、一
刻も早く遺族に無償貸付を私たちは希
望いたしますので、この二点について
理事会でお諮り願ひたいといふことを
わが党は主張いたしまして、これで質
疑はつてつこうであります。

○小島委員長 他に本案についての御
質疑はございませんか。——他に本案
についての御質疑はないようですが、
本案の質疑は終了したものと認めるに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようです
から、本案の質疑は終了したものと認
めます。この際暫時休憩をいたしまし
て、懇談をしたいと思います。

午前十一時四十一分休憩

午後零時六分開議

○小島委員長 休憩前に引続き會議を
再開いたします。

この際午後一時まで休憩することと
いたします。なお零時三十分より緊急
理事會を開会いたします。

午後零時七分休憩

午後二時三十一分開議

○小島委員長 休憩前に引続き會議を
再開いたします。

まず財団法人日本遺族会に対する国
有財産の無償貸付に関する法律案を議
題とし、審査を進めます。本案はすで
に質疑を終了しておりますので、た
だちに討論に入ります。古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 私は改進黨を代表し
て、二、三の点につきまして
強く政府当局に希望を述べ、本案に賛
成の意を表するものであります。

このたび、戦争遺族に対する援護対策
の一環として、旧財団法人軍人会館の
所有しております国有財産たる建物
を、米駐留軍より近くわが国に返還
されるに際しまして、これを財団法人
日本遺族会に無償貸付し、遺
族の福祉を目的とする事業の用に供
しようとしたまはす本案の趣旨は、ま
ことに時宜を得た処置であり、賛成を
いたすものであります。審査の過
程を通じて、各委員からも指摘さ
れ、また政府当局の答弁にも端的に現
われておりますように、本案の実施に
関しましては、政府当局に必ずしも確
固不動の信念がないように見受けられ
る次第であります。心もとなひので
あります。政府においては、責任を持
つて立案いたします以上は、将来の事
業運営等に関しても細密な調査企

画の上に立つて、いやしくもその結果
がかえつて遺族のためにならないよ
うなことがないようにしていただきたい
と思ふのであります。この点どうし
ても心もとなひのであります。今後本
案の実施にあたりましては、たとえば
これが一部の人員によつて営利のため
に悪用されるか、あるいは財政的運営
が誤つて、かえつて遺族の福祉増進に
逆作用するやうなことが起らないよう
に、どこまでも遺族の福祉増進をはか
られるよう、政府当局の積極的な監督
あるいは積極的な指導をお願いしてお
きたいと思ふのであります。

第二に、本案にありますが、この旧
軍人、軍属で公務により死亡した者の
遺族のみがこれの対象となるのであり
ますが、その他の遺族、全部の遺家
族をもその対象としていただきたいと
思ふのであります。この点を強く希望
申し上げて、賛成の意を表する次第で
あります。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を
代表いたしまして、ただいま上程され
ました財団法人日本遺族会に対する国
有財産の無償貸付に関する法律案に対
しまして、賛成をするものでありま
す。

ただ、すでに前同僚議員によつて討
論せられましたように、この大きな日
本の国有の財産が一部利権屋どもに利
用せられて、当初の目的を損じないよ
うに、当局が厳重なる監督をされ、た
だに軍人、軍属、その遺族のみなら
ず、公務死の意味を、国家総動員法等
によつて動員せられておりました遺族
等に至るまで広くせられまして、氣の
毒なる遺族諸君のために、またその幸

福のために、十分活用せられるように
望みまして、賛成するものでありま
す。

○小島委員長 堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 わが党はこの法案につ
きまして賛成の意を表するのでござい
ますけれども、審議の過程においてわ
が党からその事項を明白にいたしました
通り、終戦後、占領中に解散団体の
指定を受け、また接収になつて国有財
産に帰したものの中には、ことに物
件、土地などにおいては非常に種類が
多うございしますが、これらのものをど
うするかというところの、接収の対象
になつたものの、解散団体の指定に一応
なつて国有財産に帰したものの等の処置
に対する国の方針、中でも社会福祉事
業をこの中でやつたり、国がやるべ
き義務教育を代行したりしているよ
うな国有財産につきましては、私は親
心ある処置がとられなければならぬ
と思ふのでございしますが、何らそうい
うものに対する一貫した方針が政府か
ら発表されずして、この国有財産であ
るところの日本軍人会館だけが切り離
して特別扱いを受けるということに對
しましては、はなはだ不満に存するの
でございします。その場あたりでなく、
かつて接収の対象や解散団体の指定に
なつたものは一々検討して、政府の方
針が一応わくをつくつて打出されなけ
ればならぬと存するのでございしま
す。これはもちろん国家公務のために
死んだところの英霊を持つ人々の集ま
りである日本遺族会にこれが無償貸付
されるのでございしますから、遺族に貸
与するといふことについては異議がな
いのでございしますけれども、しかし他
の接収になつた、解散団体に指定され

たところの国有財産との均衡もござい
ますので、今後政府は何かの機会を通
じてこの点をひとつ議會に明らかにさ
れたいといふことを、この際申し上げ
ておきたいと思ひます。

それからこの財団法人日本遺族会に
貸し付けるところの国有財産である軍
人会館は、今日の額に直しますとたい
へんな額でございまして、非常に高価
なものでございします。日本遺族会は貸
与とは申しませんが、一応大きな財産
を所有することになるのでございしま
すから、従つてこれが運営に当りまし
ては、当然に生れて来るところの利益金
であるとか、またこれの用途について
は、明瞭かつ民主的に國民に納得の行
くように示されなければならぬと存
するのでございします。今までの例を見
ておきますと、こうした国有財産を無
償に払い下げてもらつたり、また貸し
付けてもらつたりして、その中でボス
が暗躍をして非常に目をおおしめる
やうな、國民の非難の的になるやうな
運営の仕方を往々やつておる施設が相
当あるのでございまして、少くとも日
本遺族会がそのやうな指彈を世間から
受けてはならないと存するのでござい
します。日本遺族会といふものを見てお
りますときに、遺族をお世話申し上げ
るという建前に立つて、この遺族の
名をかりて、遺族会に便乗して、相当
いがかと思はれるやうな動きをする
ところの幹部が見え初めて来たこと
は、この委員会の審議の途上皆さんの
口からはつきりと話されておるのでご
ざいまして、私たちはこの役員だとか
理事の内容を見ますときに、はなはだ
疑念を持たざるを得ないのでございま
す。少くとも特定の、国会議員である

とか、政務活動をしておる人とか、また常に選挙に出馬を志すような方が、この遺族会の役員となつて暗躍するが、ごときことはまづたくもつてのほかにございませう。こうした点につきましても、政府並びに国会が十分監視をしなければならぬと存するのでございませう。この国有財産、軍人会館というものが、真に草深いところの遺族会その恩恵に浴するのだから、われわれこの法案を審議した目的を達しないのでございまして、今後政府としては、明瞭にして民主的な運営並びに事業経営を御監督になりまして、この国会に機を見て御報告になり、国民の納得の行くところの今日以後の軍人会館のあり方を御明示されたいと存するのでございませう。

なお改進黨から御指摘がございまして、たうに貸し付ける対象については、公務死という言葉がはつきりとうたわれておりますけれども、この公務死といふことは、法律の規定するところの公務といふことになりますれば、国家公務のために殉じた、またこれに準ずる死に方をしたような犠牲者を持つ遺族で、この法のわく外にある人々たちを考へますときに、私たちが、やはりこれが厳密にわくを狭められて、きびしい法律の解釈をされるということに對しましては、はなはだ残念でありまして、何とかしてこれを広義に解釈して、できるだけ多くの人々たちをこの中に入れて行くようにしなければならぬと思ひます。かといつて、遺族といふ名をかりて、特定の役員などがこの中にいる、人々をひっぱり込みまして伏魔殿化することがあつてはいけな

いのでありまして、こういう点にも十分御留意を願ひたい。以上をもつて賛成の意を表するものであります。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。次に、本案について附帯決議を付すべきであるとの動議が提出されておりますので、その趣旨を御明を求めます。

○山下(審)委員 ただいま御決定になりました。国有財産の取下げに關しましては、審議の過程におきまして各委員から強く要望されました点を要約して、次のような附帯決議を付したいと思ひます。附帯決議を朗読いたします。

附帯決議
本法に於ける公務死亡の範圍は、これを実情に即して可及的広義に解釈するとともに、旧軍人会館の運営については、明瞭にして民主的な運営を期し、政府は適切な監督措置を講ずることを要する。皆さんの御賛成を願ひます。

○小島委員長 ただいまの動議についての御発言はありませんか。――なければ採決いたします。ただいまの動議の通り附帯決議を付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に未帰還者留守家族等援護法案を議題とし、審査を進めます。本案は前会においてすでに質疑を終了いたしておりますが、現在本案に對する修正案が提出されておりますので、まずその趣旨を御明を願ひすることといたします。青柳一郎君。

○青柳委員 本修正案は各党ごつての共同提案でございませう。まず朗読いたします。

未帰還者留守家族等援護法案の一部を次のように修正する。
目次中「調査究明」を「調査究明及び未帰還者の帰還促進」に改める。

第一条中「未帰還者の」を「未帰還者が置かれてゐる特別の状態にかんがみ、国の責任において、その」に改める。

第七条中「夫、」を「夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」に改める。

第八条中「二百百円とする。」を「二千三百百円(昭和二十八年十二月三十一日までは二千百円。以下この条中同じ。)」とする。に改める。

第二十条に次の一項を加える。
2 前項の規定により指定医療機関へ収容して療養の給付を行う場合において、収容された者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は療養を受けた場合であるときは、その支給を受けた場合を含む。は、政令で定めるところにより、その者からその者に係る収容中の実費の一部に相当する額を一部負担金として徴収するものとする。

第二十四条第二項中「療養に要する費用」の下に「療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は療養を受けた場合であるときは、その支給を受けた場合を含む。は、政令で定めるところにより、その者からその者に係る収容中の実費の一部に相当する額を一部負担金として徴収するものとする。

第二十七条第二項に次の但書を加える。
但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

第三章の章名を「調査究明及び未帰還者の帰還促進」に改める。
第二十九条を次のように改める。
(調査究明及び帰還促進)
第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査究明をするとともに、その帰還の促進に努めなければならない。

附則第二十二項中「厚生省令で定める場合を除くほか、」を削る。
附則第二十五項に次の但書を加え

る。
但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

附則第二十八項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。
附則第三十三項中「昭和二十三年法律第二百九十九号」を削る。
附則第三十七項中「昭和二十七年法律第二百七十七号」を削る。
附則第三十九項を第二十項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。
(扶養手当の額の改訂)

19 昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支給を受けた者(未帰還職員に關し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。)に對しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまゝとめて支給するものとする。

一 扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に

る。
但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

附則第二十八項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。
附則第三十三項中「昭和二十三年法律第二百九十九号」を削る。
附則第三十七項中「昭和二十七年法律第二百七十七号」を削る。
附則第三十九項を第二十項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。
(扶養手当の額の改訂)

19 昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支給を受けた者(未帰還職員に關し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。)に對しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまゝとめて支給するものとする。

一 扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に

五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

三 前二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七條の規定に該当する留守家族に相当する者があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

簡単に御説明申し上げます。これは五點にまとめて説明することが出来ます。まず第一點は、原案においては家族手当を第一順位者に二百円とあり、二等兵、一等兵、上等兵をすべて兵長並に引上げたのに伴ひまして、家族手当月二千三百円とするのが第一點。

第二點は、第一條におきまして、未帰還者が置かれております特別の状態にかんがみまして、国の責任において援護する旨を明らかにした点でございます。

第三點は、第二十九條におきまして、國は、未帰還者の状況について調査究明するとともに、その帰還の促進に努めることを明らかにせんとするものであります。

修正の第四點は、増加恩給、障害年金、傷病年金または傷病賜金を受けるべき者、あるいは受けた者について、この法律により療養給付を行うことができるようにせんとするものであります。この場合におきましては、政令の定めるところによりまして、実費の一部を徴収せんとするものであります。

修正の第五點は、昭和二十八年四月

から七月までの間におきまして、未復員者給与法または特別未帰還者給与法による扶養手当を受けた者には、扶養手当を増額いたし、これを追給する措置に準じた措置をとることとせんとするものでございます。

○小島委員長 ただいまの弁明についての御質疑はございませんか。

次に未帰還者留守家族等援護法案及び同法案に対する修正案を一括して討論に入ります。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました未帰還者留守家族等援護法案政府提出の原案中、同じく上程せられております各党共同提案の修正案を除外したもの、及び各党共同の提出の修正案に對しまして賛成するものであります。

今回この法案によりまして、多くの改良がなされましたことを深く喜びとするものであります。ただ一言ここで言うておきたいことは、第二十九條におきまして調査究明の項の適用であります。この調査究明は、もちろん未帰還者の消息につきましては十分にいたしまして、その留守家族のために未帰還者のために、すみやかにその事情を明らかにいたしまして、その家族たちの、また未帰還者たちの幸福を増進するために努力しなければならぬとわけてからでありますけれども、従来これがともすると思調調査が行われることがございます。憲法によつて保障された思想の自由といふことを、われわれは十分に重んじなければならぬとせし、今後あるいは逆コースの道をたどられると、調査究明に名をかりまして、ともすれば思想調査の中にまで

入つて行かないものでもないという懸念がございます。さようなわけでありまして、私はこの法案の全部に對し、深い賛意を表するものであります。つきましては、この二十九條の適用にわたる期間に、留守家族手当といふものを支給してやるというものはよくないという見方にも一応の道理があると思ひますので、十三條はこれを承認せざるを得ないと思ひるのであります。従来は調査に、外務省と厚生省とが、おの／＼違つた分野を支持つておつたために、その連絡等について十分なことができなかったと思ひるのであります。また調査究明の費用等に至つても、実は広汎にわたり、そして非常に困難であり、調査を遂げるのにはその額がはなはだ少かつたと思はれるのであります。そういうふうな点を十分政府において考慮せられて、この際この調査究明を徹底的にされ、実は生きておる人の未帰還者の留守家族が、不当にその留守家族手当の支給を打ち切られるというふうなことがないようにと、これら点につきましては、附帯決議等の形において一応委員会の希望を表明していただきたいと思ひのであります。そういうふうなことで、十三條については多少の意見がございまして、ただいま申し上げましたように修正案が可決いたしますれば、これでさしつかえない、かように考えておる次第であります。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。

青柳一郎君より提出せられました、各派共同提案になる未帰還者留守家族等援護法案に對する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立議員。よつて本案は可決されました。

次にただいま修正いたしました以外の未帰還者留守家族等援護法案を、原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立議員。よつて本部分は原案の通り可決いたしました。

次に本案に附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられておりますので、その趣旨弁明を求めます。有田八郎君。

○有田(八)委員 私は未帰還者留守家族等援護法案に、ただいまの修正意見を付する、そういう条件をもちまして賛成の意を表するものであります。

ただこの第十三條に「この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足る資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。」という条文があるのではありませんか。これは生死不明のままに長い間留守家族に手当を支給しておるといふことは、國としてどういふことを認めることができるか、こういうふうな趣旨で、過去七年以内に生存していたと認めるに足る資料がない者に、その留守家族の手当を支給しないという規定を定められたのであります。しかし過去七間の状況を見てみますと、いろいろ／＼な事情から未帰還者の調査が十分に進行しておらなかつたために、まったく消息不明の者が突然帰つて来たり、あるいは死んだと報告された者が生きて帰つて来るといふふうな状況が、少くとも過去においては相當あつたのであります。こういうふうな状況がこれから何年経くか、実は予断を許さないような状況にあるのであります。そういうふうな場合に、こ

たと認めるに足る資料のない者には、その者の留守家族には留守家族手当を支給しないといふふうにするのは、當を得ないようには考へるべきであります。しかし國として不定期の、しかも非常に長期にわたる期間に、留守家族手当といふものを支給してやるというものはよくないという見方にも一応の道理があると思ひますので、十三條はこれを承認せざるを得ないと思ひるのであります。従来は調査に、外務省と厚生省とが、おの／＼違つた分野を支持つておつたために、その連絡等について十分なことができなかったと思ひるのであります。また調査究明の費用等に至つても、実は広汎にわたり、そして非常に困難であり、調査を遂げるのにはその額がはなはだ少かつたと思はれるのであります。そういうふうな点を十分政府において考慮せられて、この際この調査究明を徹底的にされ、実は生きておる人の未帰還者の留守家族が、不当にその留守家族手当の支給を打ち切られるというふうなことがないようにと、これら点につきましては、附帯決議等の形において一応委員会の希望を表明していただきたいと思ひのであります。そういうふうなことで、十三條については多少の意見がございまして、ただいま申し上げましたように修正案が可決いたしますれば、これでさしつかえない、かように考えておる次第であります。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。

青柳一郎君より提出せられました、各派共同提案になる未帰還者留守家族等援護法案に對する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立議員。よつて本案は可決されました。

次にただいま修正いたしました以外の未帰還者留守家族等援護法案を、原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立議員。よつて本部分は原案の通り可決いたしました。

次に本案に附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられておりますので、その趣旨弁明を求めます。有田八郎君。

○有田(八)委員 未帰還者留守家族等援護法案に對する附帯決議案

従来ソ連地区及び中共地区に残留すると認められる未帰還者の消息につき調査不十分と思はれる点のあつた事実にかんがみ、政府はこの際徹底的にその消息の調査究明に努め、生存者の留守家族の手当が不当に打ち切られるがごとき事態を生ぜざるよう善処を要望する。

右決議する。

○小島委員長 ただいまの弁明についての御質疑はございませんか。――なければ採決いたします。本動議の通り附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立議員。よつて本動議は可決いたしました。

五

議は可決され、本案は附帯決議を付することに決しました。

○小島委員長 次に戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。

本案は前会において質疑を終了しておりましたが、現在委員長の手元に、本案に対する修正案が提出されており、まずその趣旨弁明を求めます。青柳一郎君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十六条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三十一条第七号中「婚姻したとき」を「婚姻によりその氏を改めたとき」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(一)以上の遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金)

第三十二条 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、そのうちの最高額の遺族年金(額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶ一の遺族年金)を支給する。

2 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者が、前項の規定により支給を受けるべき遺族年金の支給事由以外の事由で、先順位者として遺族年金を受ける権利を有するときは、同項の規定にかかわらず、これらの遺族年金を併給する。

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、二万二千元(第二十三条第一項第二号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合は、一万二千二百元)を、当該遺族年金を受ける権利につき同順位にある者の数で除して得た額とする。

附則第一項中、以下「恩給法中改正法」という。を削る。

附則第三項中「改正規定」の下に「並びに附則第二十項の規定」を加え「附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項」を「附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項、附則第十八項及び附則第十九項」に改める。

附則第六項の次に次の二項を加える。

7 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父又は祖母のうち、この法律の施行前に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。以下同じ。)したとにより第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかった者又は改正前の第三十一条の規定により遺族年金を受ける権利を失つた者で、その婚姻により氏を改めたものの(これらの者が婚姻した日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までの一に該当した者を除く)は、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。

8 前項の遺族年金は、昭和二十八年八月分から支給する。

附則第七項を附則第九項とする。

附則第八項を附則第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 改正後の第三十二条第二項の規定により二以上の遺族年金の併給を受ける者に対して支給する遺族年金のうち、この法律の施行の際現在に支給している遺族年金以外の遺族年金の支給に關し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年八月」とし、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年八月一日」とし、同条第二項中「同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月」とあるのは「昭和二十八年八月」とあるのは「昭和二十八年八月」とする。

附則第十一項中「附則第十三項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第十五項まで順次三項ずつ繰り下げる。

附則第十六項を附則第十九項とし、同項の次に次の四項を加える。

20 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者(以下「被拘禁者」という)が、当該拘禁中に死亡した場合(被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く)には、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金(第三十四条第一項の規定により支給するものをいう)に關する規定を準用する。

12 この法律の施行の際(この法律の施行後被拘禁者が死亡した場合)は、当該死亡の際、当該被拘禁者の死亡に關し、扶助料を受ける権利を有する者がある場合においては、当該死亡に關し、前項の遺族年金は支給しない。

22 前項に規定する場合において、被拘禁者の遺族全員が受けるべき遺族年金の総額が当該扶助料の額をこえるときは、附則第二十項の遺族年金を支給し、扶助料を支給しない。

23 附則第二十項に規定する者の遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項、第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とし、第二十九条第二号、第三十六條第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」とし、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」とし、第二十五条第一項及び第三十八條第三号中「昭和二十七年四月二日」

り、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く)には、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金(第三十四条第一項の規定により支給するものをいう)に關する規定を準用する。

12 この法律の施行の際(この法律の施行後被拘禁者が死亡した場合)は、当該死亡の際、当該被拘禁者の死亡に關し、扶助料を受ける権利を有する者がある場合においては、当該死亡に關し、前項の遺族年金は支給しない。

22 前項に規定する場合において、被拘禁者の遺族全員が受けるべき遺族年金の総額が当該扶助料の額をこえるときは、附則第二十項の遺族年金を支給し、扶助料を支給しない。

23 附則第二十項に規定する者の遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項、第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とし、第二十九条第二号、第三十六條第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」とし、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」とし、第二十五条第一項及び第三十八條第三号中「昭和二十七年四月二日」

とあるのは「昭和二十八年四月二日」と読み替へるものとする。

附則第十七項及び附則第十八項をそれぞれ附則第二十四項及び附則第二十五項とする。

附則第十九項中「附則第十七項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「附則第十四項」を「附則第十七項」に改める。

○青柳委員 この修正案も各派共同提案になるものであります。朗読は省略させていただきますが、少しく訂正する箇所がございますので、その点だけ触れておきます。

この第一ページの「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。」の次に一項目を入れていただきまして、「第二十六条第一項第一号中「二万五千二百元」を「二万七千六百円(昭和二十八年十二月三十一日まで二万五千二百元。以下この条中同じ。)」に改める。」という点と、もう一枚めくつていただきまして、二ページのところに3という算用数字の項目がございます。これは読むだけで許していただきたいと思います。前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月三十一日までは二万二千元、昭和二十九年一月一日以後は二万二千六百円(第二十三条第一項第二号

に掲げる遺族たるにより支給するものである場合は、昭和二十八年十二月三十一日までは一萬二千二百二十円、昭和二十九年一月一日以後は一萬三千五百六十円を、当該遺族年金を受ける権利につき同順位にある者の数で除して得た額とする。そういふに訂正していただきます。

簡単に説明を申し上げます。

修正の第一点は、先ほどの未婚遺者留守家族援護法において留守家族手当を増額したと同じ趣旨によりまして、遺族年金を同様に引上げるといふのが修正の第一点であります。

第二点は、遺族のうち、父、母、祖父、または祖母が、氏を改めないで婚姻したときは、遺族年金の失格及び失権の理由としないこととあります。

第三点は、先順位者としての遺族年金における権利を二つ以上有する遺族には当該遺族年金を併給することとした点であります。

第四点は、平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者が当該拘禁中に死亡した場合は右の遺族にも遺族年金及び弔慰金を支給せんとするものであります。

○小島委員長 以上で本案に対する趣旨弁明は終わりましたが、この修正案に関する御発言はございませんか。――なければ、次に戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、及び同法律案に対する修正案の両案を一括して討論に付します。山下春江君。

○山下(春)委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対しては政府原案に賛成するものでありますが、ただひとつ私はこの際強く要

望を付しておきたいことは、この援護法の第八條に、不具廢疾の程度の別表がございいますが、これは恩給法によつて当然引上げられるべきでありました。が、本委員会におきましてはこれの審議をいささか急つた点がございまして、ために、このまま通りしましたことに対しては、まことにどうもわれ／＼申訳ないと思つておりますので、次会におきましてこの第八條を改正するといふことを強く政府に要望したい。これはもう委員会としても非常に大きなミスをやつたと思ひますが、事今日に至つてはいたし方がありませんから、一応このままのむいいたしまして、次会におきましては、恩給法同等に七項症、四款症までをこれに加ふるようこれはぜひとも政府において善処されることを強く要望いたしまして賛成するものであります。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 ただいま上程せられました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する各党共同提案の修正案に賛成をいたし、その部分を除きました残部の政府提出の同法案に賛成の意を表するものであります。ただただいま山下下委員から申されまして、おれ／＼は他のことに熱中している間にまんと大きなエラーをいたしましたので、この第八條に第七項以下を入れること、金額を訂正することをうっかりいたしました。これをすみやかに改正せられるように強い要望を付する次第であります。

なおわが日本社会党といたしましては、当法案がその適用の範囲を船舶運営会のC船員にまで拡張せられましたことにつきましては、一步を進めたも

のと思うのでありまして、深く賛成するものでありますけれども、さらに一步を進められて、国家総動員法によつて動員せられた者、及びこれに準じますすべての者にこの法律を適用するのすみやかに来るように、近い将来におきます改正を強く要望いたしまして、一応賛成をするものでござい

○小島委員長 堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 改進黨並びに左派の主張と考を同じくする点は重複を避けてこれを省略いたしますが、最後にわが党といたしましては、この援護法の対象から漏れて、公務に扱われるべきものまた公務に準ずべきものとして再調査を要するものが非常に全国的に多うございまして、苦情処理機関を設けて、極力これが一々のケースについて調査しなければならぬということを中心としたのでございまして、今回は私の方のこの主張を曲げて一応同調いたしますが、恩給法の対象、援護法の対象並びに未婚遺族援護法の対象、これらを一括して苦情処理機関を設けて政府において善処されるよう私は要望いたしまして、急ぎますのでこれで討論を終ります。

○小島委員長 巨四郎君。

○巨委員 私は自由党を代表いたしまして、修正されました部分はもちろんのこと、修正部分を除きました点にも賛成をいたすものであります。先般遺族援護の法案を本厚生委員会をつくりました際に、私どもは現在のものをもつて完全と考えるのではない、将来これを改善することを強く希望いたしておつたのであります。今回政府がそうした点にかながみまして、恩給法を施

行するに伴ひまして、同時に遺族援護法の一部改正案を提案なさつたわけでありまして、このことはまことに時宜を得た措置でありまして、その範囲の拡張あるいは年金の増額、こうした点について徐々に改正を加えていただいたことに対して厚く敬意を表するのであります。なお現在の状態におきましてもただいま各党を代表された委員の方々から不十分な点の指摘がござい

したが、私もやはり同様をうしたことについて憂慮いたすものであります。が、政府におかれましては将来すみやかに早い機会にこうした不備な点を改正されて、本案がまず／＼遺族援護の法案として、遺族の方々に喜びをもつて迎えられるように努力されんことを強く要望いたしまして、賛成の意を表するものであります。

○小島委員長 高橋等君。

○高橋(等)委員 私はただいま議題となつた法律案につきまして、自由党を代表して修正案に賛成し、修正案を除く政府原案に賛成をいたすものであります。

時間の関係上省略させていただきますが、昨年度実施せられました戦傷病者戦没者遺族等援護法はきわめて暫定的なものであります。今般政府原案によりまして、年金その他の面におきまして相当大幅な修正がされております。これでも十分と申されませんが、現下の財政状況とらひ合せましたときに、相当思い切つた提案がなされておる、ことに敬意を表します。

なおこのたびは提出になりました修正案は恩給法の一部改正と歩調を合せたものであります。また平和条約第一條に掲げる、裁判により拘禁された者が拘禁中に死亡した、その遺族に対

する手厚い規定が織り込まれておりますことは、画期的なことであると私は非常に喜んでおります。

以上賛成の討論といたします。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。

採決いたします。まず戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員、よつて本修正案は可決されました。次にたゞいま修正いたしました以外の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員、よつて本分は原案の通り可決され、本案は修正議決いたしました。

なおただいま議決いたしました両法案に対する委員会の報告書の作成に關しましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後三時十三分散会

〔参照〕

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出)に關する報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法律案(内閣提出)に關する報告書
未帰還者留守家族援護法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局